

第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児 福祉計画の基本理念

I. 計画の基本理念

本市では、「第4次和泉市障がい者計画」において「障がいのある人もみんな
きいき 共に暮らせるまち・和泉」を基本理念に掲げています。誰もがいきいきと
暮らせるまちを実現するためには、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見を
受けすことなく安心して生活できることが大切です。

また、障害者権利条約は、全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由
の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固
有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。

本計画では、第4次和泉市障がい者計画の基本理念にのっとり、障がいのある
人が望む暮らし方を選び、障がい福祉サービス等についても自ら選び、決定でき
るよう意思決定支援を促進するとともに、誰もが住み慣れた地域で生活を継続で
きるよう支援体制の整備を進め、また、サービスに関わる人材の確保や育成等を
通じて権利擁護の推進とサービスの充実を図ります。

あわせて、障がいのある人もない人もお互いの人権を尊重し合い、障がいのある
人の自立と社会参加を促進するとともに、本計画と関連計画である地域福祉計
画と連携を図り、地域における包括的な支援体制を構築することで地域のあらゆ
る住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きが
いをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

第4章 第7期障がい福祉計画

I. 計画の基本方針

国の基本指針や大阪府の基本的な考え方なども考慮し、本計画の基本方針を次のとおり定めます。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮する考えに基づき、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自らの意思で生き方や暮らし方を選び、自分らしく暮らせるよう、相談支援体制や障がい福祉サービス等の提供体制など包括的な支援体制の整備を促進します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスは、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等を対象とし、誰もがサービスを適切に利用できるよう充実を図ります。また、発達障がい者・高次脳機能障がい者・難病患者については、障がい福祉サービスの対象であることを周知するとともに、障がい福祉サービスを必要とする本人に対して情報提供等を行うなどの取組みを通じて利用を促進します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、地域生活支援拠点の整備、様ざまな民間企業や団体との協働体制の整備など地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 障がい福祉人材の確保・定着、人材育成

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。また、支援の質の向上を図るために、研修等を通じた障がい福祉サービスに携わる人材の育成を推進します。

(5) 障がい者の社会参加の促進

障がい者の地域における社会参加を促進するため、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要であり、障がい者が文化芸術など多様な活動に参加する機会の確保等を図るとともに、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

また、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図るとともに、各種施設等でのバリアフリー化や情報保障などハード面やソフト面での環境整備の促進を目指します。

(6) 権利擁護の推進及び障がい者差別のない社会づくり

誰もが安心して自分らしく生きるため、障がい者虐待の防止に適切に対応するとともに未然防止に努めます。また、障がい者虐待の防止の取組みとともに成年後見制度の利用促進等、障がい者の権利擁護の推進を図ります。

また、障がい者差別のない社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動や支援体制の整備を図ります。

2. 障がい者福祉施策の方向性

相談支援や障がい福祉サービスの提供体制の確保に向けた考え方など施策の方向性は、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方を踏まえ、次のとおり定めます。

(1) 障がい福祉サービス提供体制の充実

障がい者などが抱えるさまざまなニーズに対応するためには、福祉をはじめ、生活や就労などさまざまなサービスを提供することが必要です。

ニーズに対応したサービスを提供できるよう、専門性を高めるための研修や多職種間の連携促進、利用者の安全確保などについて、障がい福祉サービスの充実に取り組みます。

(2) 相談支援体制の充実

相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、関係機関との連携に努めることが必要です。

そのため、相談支援に対するニーズ把握を行うとともに、相談支援を行う人材の育成支援、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や助言を実施するなどにより、相談支援事業所の質の向上を図ります。また、主任相談支援専門員を計画的に育成・配置し、基幹相談支援センターの機能強化に努めます。

さらに、相談支援体制については、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業所や特定相談支援事業所との連携体制の整備に取り組むとともに基幹相談支援センターが各事業所への助言や人材育成を行うことで相談支援体制の充実に取り組みます。また、障がい児から障がい者への移行にあたっても切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

その他、精神障がい者や精神保健に課題を抱える者やその家族をはじめとした障がいのある人に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援体制の整備を進めるため、関係部署や関係機関との連携強化に努めます。

(3) 地域生活の移行や地域定着のための支援体制の確保

地域生活の支援にあたって、地域移行が促進されるようグループホームの体験利用などの「体験の機会・場の提供」を充実させるとともに、例えば重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保するなど、重度化・高齢化に対応したグループホームを充実させることにより、障がい者が安心して暮らすことができ

る住まいの場を提供し、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の確保を目指します。

また、グループホームにおける希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。

支援体制の充実を図り、また精神保健医療福祉体制の基盤整備を進めることで精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

(4) 地域生活支援拠点の機能の充実

地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより機能の充実を図ります。

また、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域の地域生活支援拠点の機能を持つ障がい福祉サービス事業者等と基幹相談支援センターの効果的な連携の確保を図ります。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。また、就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組みを推進することで障がい者の自立を促進します。

(6) 強度行動障がいや高次脳機能障がいなどを有する障がい者等に対する支援体制の整備

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者の支援ニーズを把握するとともに、関係機関と連携した障がい福祉サービスの利用促進や地域課題の整理や地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を図ります。

(7) 障がい者地域自立支援協議会の活性化

自立支援協議会の運営においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制整備の取組みの活性化を図ります。また、自立支援協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画するなど当事者の意見を十分に踏まえ、障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価などを通じて障がい者の自立支援に向けた体制構築に取り組みます。

その他、障がい者が希望するひとり暮らし等の実現のため、自立支援協議会と居住支援協議会等との連携に努めます。

(8) 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者虐待の防止については、障がい者虐待防止センターを設置し、24時間体制で障がい者虐待に関する電話・メール等の様々な手段による相談・通報の受け付け、速やかな事実確認・安全確認のうえ、終結に至るまで適切に対応を行います。

また、相談支援事業者等に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報、障がい者等及びその養護者の支援、市町村との連携の重要性について周知を図ります。

さらに虐待防止ネットワーク等の活用や虐待の増減・発生要因の分析等を通じて、重篤事案など虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組み等を検証し、必要に応じてマニュアルの見直し等を実施することにより、虐待の未然防止・早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。

(9) 障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点も含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備を促進します。

(10) 意思決定支援

意思決定支援ガイドライン等を踏まえ、障がい福祉サービス事業所等がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援するなど、障がい者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めることができるよう計画相談支援や障がい福祉サービス事業者の支援力の向上に取り組みます。

(11) 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進に向けて、文化芸術活動に参加する機会の確保や障がい者の文化芸術活動の情報収集・発信など障がい者の文化芸術活動を促進します。

(12) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通支援の推進に関しては、障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記等）のニーズに対応した支援に必要な意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣及び設置を行います。

また、ICT機器等の利活用により柔軟な意思疎通支援の体制づくりを進めます。

(13) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者差別のない社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動などを行うとともに、障がい福祉サービス事業者等は障がいを理由とする差別を解消するための取組みを進めます。

また、障がい者差別の解消を効果的に推進するため、障がい者差別解消支援地域協議会の設置を進めます。障がい者差別解消支援地域協議会において、相談事例や差別解消に向けた取組みの共有・分析、さらに障がい特性を理解するための研修・啓発を行うことで、障がい者の住みやすいまちづくりを目指します。

3. 計画の重点目標及び成果目標

国の基本指針や大阪府の基本的な考え方などを踏まえて、重点目標及び成果目標を次のとおり定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設や計画相談支援などの関係機関との連携を図り、地域生活への移行及び地域生活の定着を促進します。

【成果目標の考え方】

● 地域生活移行者の増加

令和4年度末の施設入所者数（88人）の6%（6人）以上を令和8年度末までに地域移行するものとして設定します。

● 施設入所者数の削減

地域生活移行者や施設入所者が見込まれる人数などを踏まえ、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数（88人）から1.7%（2人）以上を削減見込みとし、令和8年度末時点の施設入所者を86人として設定します。

【成果目標】

	目標値	備考
施設入所者数（A）	88人	令和4年度末時点
施設入所者数（B）	86人	令和8年度末時点
地域生活移行者数（C）	6人	令和8年度末時点
入所者の削減見込数（A-B）	2人	令和8年度末時点

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域において自分らしい生活を送ることができるように、計画的に基盤を整備するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場である自立支援協議会地域移行部会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【成果目標の考え方】

● 精神病床における1年以上の長期入院患者数

令和8年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数（大阪府が提示する目標値）を市町村ごとに按分した数値を下限として目標を設定します。

【成果目標】

	目標値	備考
精神病床における1年以上の長期入院患者数	219人	令和8年6月末時点

【主な活動指標の考え方】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者等が参画する協議の場として地域移行部会を開催します。また、地域移行部会において活動目標などを設定し、実施状況等を評価しながら取組みを進めます。

【主な活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回以上	2回以上	2回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7機関以上	7機関以上	7機関以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用していきます。

また、緊急時の調整が円滑に行えるよう、基幹相談支援センターにコーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置し、また、支援ネットワークなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

地域生活支援拠点の運用状況について、自立支援協議会及び自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、年1回以上検証・検討を行います。

【成果目標の考え方】

● 効果的な支援体制等の構築

コーディネーターの配置・地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置及び支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

● 自立支援協議会における検証

自立支援協議会において地域生活支援拠点の運用状況や取組状況について検証を行います。

● 地域生活支援拠点部会における検討

自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、地域生活支援拠点の機能の充実等について具体的な協議を行います。

【主な活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	1か所	1か所	1か所
自立支援協議会における検証	1回以上	1回以上	1回以上
地域生活支援拠点部会における検討	1回以上	1回以上	1回以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

自立支援協議会就労支援部会において一般就労に向けて、さまざまな就労支援機関等との連携体制の構築や企業との協力関係の構築などについて、また、福祉的就労に就く人の工賃の向上に向けて、受注企業との関係の構築などについて協議し、目標達成に向けて取り組みます。

【成果目標の考え方】

● 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

令和8年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上（大阪府が提示する目標値）として目標を設定します。

● 就労移行支援事業利用終了後の一般就労への移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標として設定します。

● 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末時点の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを目標として設定します。

● 就労定着支援事業利用終了後の就労定着率

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2.5割以上とすることを目標として設定します。

● 就労継続支援B型事業所における平均工賃額

令和3年度の工賃の平均額の実績よりも令和8年度の工賃の平均額が向上するように目標を設定します。

【成果目標】

	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	28人	44人
就労移行支援事業	13人	18人以上
就労継続支援A型事業	7人	10人以上
就労継続支援B型事業	8人	11人以上
生活介護・自立訓練	0人	1人以上
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所数		6割以上
就労定着支援の利用者数	17人	24人
就労定着支援利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の事業所の割合		2.5割以上
就労継続支援B型事業所における平均工賃月額	11,794円	16,613円

(5) 相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化

本市では、障がい者基幹相談支援センターや障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）を設置し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

相談支援体制の充実、ネットワークの充実にあたっては、自立支援協議会相談支援部会において計画相談支援の強化のため、相談支援専門員のスキルアップ等の取組みの推進を図ります。

また、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うため、自立支援協議会の体制の改善を図るなど活性化に取り組みます。

その他、意思決定支援の促進、個別支援計画の質の向上、社会資源の把握及び利活用の促進、障がい福祉人材の確保・育成、権利擁護の推進、障がい者の社会参加の促進など総合的に障がい者の自立支援に向けた体制整備に取り組みます。特に障がい福祉サービスのみならず、インフォーマルサービスも含めた社会資源の把握・利活用・開発等を通じて地域全体での支援体制の整備を進めます。

【成果目標の考え方】

● 相談支援体制の充実・強化等

本市では、障がい者基幹相談支援センターを設置済みであるため、引き続き、相談支援体制の充実を図ります。

【成果目標】

	目標値	備考
基幹相談支援センターの設置	1か所	平成26年度に設置済

【主な活動指標の考え方】

- 自立支援協議会相談支援部会において、勉強会・ネットワーク会議・オンライン相談・事業所訪問等を実施し、地域の相談支援事業者の支援を行います。
- 地域課題を把握し、必要な基盤整備に向けて個別事例の検討・検証を行います。
- 障がい者の支援体制整備を着実に進めるため、取組みテーマごとに必要な専門部会を設置し、様々な課題に対応した協議を行います。

【主な活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言（件／年）	4件	4件	4件
地域の相談支援事業者的人材育成の支援（件／年）	1件以上	1件以上	1件以上
地域の相談機関との連携強化の取組み（回／年）	1回	1回	1回
個別事例の支援内容の検証（回／年）	1回以上	1回以上	1回以上
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置（配置数）	0人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施 【実施回数（回／年）】 【参加事業者数（社／年）】	1回以上	1回以上	1回以上
専門部会の設置 【設置数】 【実施回数（回／年）】	6部会 6回以上	6部会 6回以上	6部会 6回以上

(自立支援協議会 体制図)



(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る

体制の構築

障がい福祉サービス事業所等のサービスの質の向上や利用者の適切なサービス利用を促進するため、大阪府と連携し、障がい福祉サービス事業者に対する取組みを展開します。

市職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解する取組み、自立支援審査支払等システムの利用により請求の過誤をなくすための取組みにより、適切な障がい福祉サービス等の提供を促進します。

【成果目標の考え方】

- 大阪府が実施する研修会に参加し、障がい福祉サービス等に関する理解の向上を図ります。
- 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、集団指導や専門部会等を通じて注意喚起を行います。
- 障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、岸和田市広域事業者指導課と指定・指導について情報共有を行います。

【主な活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（回／年）	1回	1回	1回
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（回／年）	1回以上	1回以上	1回以上
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有（回／年）	1回以上	1回以上	1回以上